

地域型保育事業の利用定員等について

1. 概要

市町村長が地域型保育給付費の支給にかかる施設として確認する「地域型保育事業」においては、子育て支援法第43条第3項の規定により利用定員を定めようとするときは、児童福祉審議会等での意見聴取を必要とする。

2. 新設小規模保育施設一覧

施設名	設置主体	住所	類型	0歳	1歳	2歳	定員(人)	開園時期
1 けやきの森保育園メルカート	社福	八ヶ崎	B型	0	6	9	15	R2.4
2 こすもすベビールーム新松戸中央公園	株式	新松戸	A型	0	9	10	19	R2.4
3 ドルチェルーム	社福	東松戸	A型	0	6	6	12	R2.4
4 八柱ステーションルーム	社福	日暮	A型	3	8	8	19	R2.4
5 北小金ニコニコ保育園	株式	小金清志町	B型	3	8	8	19	R2.4
6 ふるーる保育園松戸駅前	株式	本町	A型	2	8	9	19	R2.4
7 エンゼルつきの保育園馬橋	有限	馬橋	A型	2	8	9	19	R2.4
増員数				10	53	59	122	

※設置主体;社福→社会福祉法人、株式→株式会社、有限→有限会社